

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
	第1編 総 則	第1編 総 則	
	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念	
1-4-1	(略) 南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は 70%~80% と予測されており、この地域は巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。	(略) 南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は 60%~90%程度以上 と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。	時点修正
	第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項	
1-4-2	5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書(追記)の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。	5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書等の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。	小牧市罹災証明書等交付要綱策定に伴う表記の整理
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
1-5-3	2 県関係機関 (2) 愛知県小牧警察署 (略) ソ 緊急通行車両等(追記)確認及び確認証明書の交付を行う。 (略) (5) 愛知県春日井保健所 ア 尾張北部圏域保健医療調整会議を設置して、市町、災害拠点病院、医師会等の関係機関と連携・調整を行う。	2 県関係機関 (2) 愛知県小牧警察署 (略) ソ 緊急通行車両等〇確認及び確認証明書の交付を行う。 (略) (5) 愛知県春日井保健所 ア 尾張北部医療圏保健医療調整会議を設置して、市町、災害拠点病院、医師会等の関係機関と連携・調整を行う。	表記の整理
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
2-1-2	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置	防災基本計画修正を踏まえた修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考																																								
2-1-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>市</td> <td>1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り。 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u>・ボランティアとの連携</td> <td>市</td> <td><u>(追記)</u> 1 (1) 防災関係団体ネットワーク化。 1 (2) 災害ボランティア支援センター。 1 (3) 自主防災組織の推進。 1 (4) 防災ボランティア活動の支援。 1 (5) 連携体制の確保。</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織</td> <td>2 地域の実情に応じた防災活動の実施。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進。 4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>1 (1) 事業継続計画の策定・運用。 1 (2) 生命の安全確保。 1 (3) 二次災害の防止。 1 (4) 地域との共生と貢献。</td> </tr> <tr> <td>県、市、商工団体等</td> <td>2 (1) 事業継続計画 (BCP) の策定促進。 2 (2) 相談体制の整備。</td> </tr> <tr> <td><u>(追記)</u></td> <td><u>(追記)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	市	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り。 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み。	第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u> ・ボランティアとの連携	市	<u>(追記)</u> 1 (1) 防災関係団体ネットワーク化。 1 (2) 災害ボランティア支援センター。 1 (3) 自主防災組織の推進。 1 (4) 防災ボランティア活動の支援。 1 (5) 連携体制の確保。	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施。	市	3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進。 4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進。	第3節 企業防災の促進	企業	1 (1) 事業継続計画の策定・運用。 1 (2) 生命の安全確保。 1 (3) 二次災害の防止。 1 (4) 地域との共生と貢献。	県、市、商工団体等	2 (1) 事業継続計画 (BCP) の策定促進。 2 (2) 相談体制の整備。	<u>(追記)</u>	<u>(追記)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成推進</td> <td>市</td> <td>1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り。 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2節 <u>消防団・自主防災組織の育成強化</u>・ボランティアとの連携</td> <td>市</td> <td><u>1 (1) 消防団の充実強化</u>。 1 (2) 防災関係団体ネットワーク化。 1 (3) 災害ボランティア支援センター。 1 (4) 自主防災組織の推進。 1 (5) 防災ボランティア活動の支援。 1 (6) 連携体制の確保。</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織</td> <td>2 地域の実情に応じた防災活動の実施。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進。 4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3節 企業防災の促進</td> <td>企業</td> <td>1 (1) 事業継続計画の策定・運用。 1 (2) 生命の安全確保。 1 (3) 二次災害の防止。 1 (4) 地域との共生と貢献。</td> </tr> <tr> <td>県、市、商工団体等</td> <td>2 (1) 事業継続計画 (BCP) の策定促進。 2 (2) 相談体制の整備。</td> </tr> <tr> <td><u>名古屋地方気象台</u></td> <td><u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u>。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成推進	市	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り。 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み。	第2節 <u>消防団・自主防災組織の育成強化</u> ・ボランティアとの連携	市	<u>1 (1) 消防団の充実強化</u> 。 1 (2) 防災関係団体ネットワーク化。 1 (3) 災害ボランティア支援センター。 1 (4) 自主防災組織の推進。 1 (5) 防災ボランティア活動の支援。 1 (6) 連携体制の確保。	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施。	市	3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進。 4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進。	第3節 企業防災の促進	企業	1 (1) 事業継続計画の策定・運用。 1 (2) 生命の安全確保。 1 (3) 二次災害の防止。 1 (4) 地域との共生と貢献。	県、市、商工団体等	2 (1) 事業継続計画 (BCP) の策定促進。 2 (2) 相談体制の整備。	<u>名古屋地方気象台</u>	<u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u> 。	
区分	機関名	主な措置																																									
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り。 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み。																																									
第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u> ・ボランティアとの連携	市	<u>(追記)</u> 1 (1) 防災関係団体ネットワーク化。 1 (2) 災害ボランティア支援センター。 1 (3) 自主防災組織の推進。 1 (4) 防災ボランティア活動の支援。 1 (5) 連携体制の確保。																																									
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施。																																									
	市	3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進。 4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進。																																									
第3節 企業防災の促進	企業	1 (1) 事業継続計画の策定・運用。 1 (2) 生命の安全確保。 1 (3) 二次災害の防止。 1 (4) 地域との共生と貢献。																																									
	県、市、商工団体等	2 (1) 事業継続計画 (BCP) の策定促進。 2 (2) 相談体制の整備。																																									
	<u>(追記)</u>	<u>(追記)</u>																																									
区分	機関名	主な措置																																									
第1節 防災協働社会の形成推進	市	1 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り。 1 (2) 災害被害の軽減に向けた取組み。																																									
第2節 <u>消防団・自主防災組織の育成強化</u> ・ボランティアとの連携	市	<u>1 (1) 消防団の充実強化</u> 。 1 (2) 防災関係団体ネットワーク化。 1 (3) 災害ボランティア支援センター。 1 (4) 自主防災組織の推進。 1 (5) 防災ボランティア活動の支援。 1 (6) 連携体制の確保。																																									
	自主防災組織	2 地域の実情に応じた防災活動の実施。																																									
	市	3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進。 4 ボランティアの受入れ体制の整備及び協力・連絡体制の推進。																																									
第3節 企業防災の促進	企業	1 (1) 事業継続計画の策定・運用。 1 (2) 生命の安全確保。 1 (3) 二次災害の防止。 1 (4) 地域との共生と貢献。																																									
	県、市、商工団体等	2 (1) 事業継続計画 (BCP) の策定促進。 2 (2) 相談体制の整備。																																									
	<u>名古屋地方気象台</u>	<u>3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発</u> 。																																									
第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u>・ボランティア団体との連携		第2節 <u>消防団・自主防災組織の育成強化</u>・ボランティア団体との連携																																									
2-1-3	<p>1 市における措置 <u>(追記)</u></p> <p>(1) 防災関係団体ネットワーク化 (略)</p> <p>(2) 災害ボランティア支援センター (略)</p> <p>(3) 自主防災組織の推進 (略)</p> <p>(4) 防災ボランティア活動の支援</p>	<p>1 市における措置 <u>(1) 消防団の充実強化</u></p> <p><u>市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 防災関係団体ネットワーク化 (略)</p> <p>(3) 災害ボランティア支援センター (略)</p> <p>(4) 自主防災組織の推進 (略)</p> <p>(5) 防災ボランティア活動の支援</p>	<p>防災基本計画 修正を踏まえた修正</p>																																								

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
2-1-4	(略) (5) 連携体制の確保 (略)	(略) (6) 連携体制の確保 (略)	
	第3節 企業防災の促進	第3節 企業防災の促進	
2-1-7	2 県、市及び商工団体等における措置 (略) <u>(追記)</u>	2 県、市及び商工団体等における措置 (略) 3 名古屋地方気象台における措置 <u>名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
	第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進	
2-2-3	4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進 (略) (2) <u>民間住宅減災化の推進</u> 県は旧基準住宅を対象に、市の実施する減災化 <u>(追記)</u> 促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。 (3) <u>一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進</u> ア 普及・啓発 (略) イ 避難路沿道建築物の耐震診断費の助成 県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、 <u>耐震診断費を助成する。</u> ウ 市の耐震診断費・除却費補助事業への助成 県は <u>民間の特定既存耐震不適格建築物</u> 、防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成するものとする。 エ 市の <u>耐震改修費・除去費補助事業</u> への助成 <u>(追記)</u> 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物 <u>(追記)</u> に対する市の <u>耐震改修費・除却費</u> 補助事業に助成するものとする。 (略)	4 民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進 (略) (2) <u>住宅の減災化の促進</u> 県は旧基準住宅を対象に、市の実施する減災化の促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準住宅の減災化の促進を図るものとする。 (3) <u>建築物の耐震化の促進</u> ア 普及・啓発 (略) イ 避難路沿道建築物の耐震診断への助成 県が耐震化及び耐震改修の促進を図る必要があると認める避難路の沿道に所在する建築物に対し、 <u>耐震診断費補助事業を実施するものとする。</u> ウ 市の耐震診断費・除却費補助事業への助成 県は <u>特定既存耐震不適格建築物</u> や防災上重要な建築物に対する市の耐震診断費補助事業に助成するものとする。 エ 市の <u>耐震改修費補助事業</u> への助成 <u>県は</u> 、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断の結果報告が義務付けられている建築物 <u>や特定既存耐震不適格建築物</u> に対する市の <u>耐震改修、除却</u> の補助事業に助成するものとする。 (略)	表記の整理 表記の整理 表記の整理 補助制度の拡充に伴う修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
	第3節 ライフライン関係施設等の整備	第3節 ライフライン関係施設等の整備	
2-2-10	<p>4 上水道施設 (略) (3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充 災害発生時における水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する必要がある。この場合の給水場所は指定避難場所、主要な医療施設、<u>浄水場、水道各水源</u>並びに配水池等での拠点給水を原則とする。 なお、上水道が使用できないケースも考え、井戸水の活用についての検討を進める。 応急給水は、水道各水源（ポンプ場）で定着式発電機を運転し時間給水が行えるよう配水幹線等を最大限に利用する。 なお、配水管は指定避難場所へ路上配管等応急布設を行うこともある。 各水源の利用が困難な断水地域に対しては、給水タンク等による指定避難場所等の主要地点へ給水する。 資機材については、必要なものは常備しているが今後諸情勢を勘案しながら、さらに整備拡充していくものとする。 応急給水活動、水道施設の災害復旧等に要する職員の配置は、別に各分担を明確にした班編成表を作成し、臨機応変の措置も講じられるよう配置していくものとする。 なお、小牧市管工事業協同組合及びフジ地中情報株式会社と連絡を密にし、その全面的協力を得て活動できるよう措置をとるものとする。</p>	<p>4 上水道施設 (略) (3) 応急給水体制と防災用資機材の整備拡充 災害発生時における水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、市民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、応急給水活動を実施する必要がある。この場合の給水場所は指定避難場所、主要な医療施設、<u>(削除)</u>並びに配水池等での拠点給水を原則とする。 なお、上水道が使用できないケースも考え、井戸水の活用についての検討を進める。 応急給水は、水道各水源（ポンプ場）で定着式発電機を運転し時間給水が行えるよう配水幹線等を最大限に利用する。 なお、配水管は指定避難場所へ路上配管等応急布設を行うこともある。 各水源の利用が困難な断水地域に対しては、給水タンク等による指定避難場所等の主要地点へ給水する。 資機材については、必要なものは常備しているが今後諸情勢を勘案しながら、さらに整備拡充していくものとする。 応急給水活動、水道施設の災害復旧等に要する職員の配置は、別に各分担を明確にした班編成表を作成し、臨機応変の措置も講じられるよう配置していくものとする。 なお、小牧市管工事業協同組合及びフジ地中情報株式会社と連絡を密にし、その全面的協力を得て活動できるよう措置をとるものとする。</p>	<p>小牧市水道事業地震防災応急対策要綱に合わせるための修正</p>
2-2-11	<p>6 通信施設 (1) 電気通信 <u>(追記)</u></p>	<p>6 通信施設 (1) 電気通信 <u>電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	
	第3節 宅地造成 (追記) の規制誘導	第3節 宅地造成等の規制誘導	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考																																																														
2-4-2	<p>1 市における措置 <u>(追記)</u></p> <p>(1) 造成宅地防災区域 (略) (2) 宅地危険箇所の防災パトロール (略) (3) 宅地危険箇所の耐震化 (略)</p>	<p>1 市における措置 <u>(1) 宅地造成等工事規制区域</u> 市は盛土規制法にもとづき、県が指定した宅地造成等工事規制区域内における宅地造成や特定盛土等について、災害防止のため必要な規制を行う。 (2) 造成宅地防災区域 (略) (3) 宅地危険箇所の防災パトロール (略) (4) 宅地危険箇所の耐震化 (略)</p>	<p>令和7年5月9日に区域指定し、盛土規制法による規制を開始したことによる修正</p>																																																														
<p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>		<p>第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p>																																																															
2-5-1	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td rowspan="10">市、防災関係機関</td> <td>1 (1) 防災拠点施設の整備</td> </tr> <tr> <td>2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進</td> </tr> <tr> <td>2 (2) 公的機関の業務継続性の確保</td> </tr> <tr> <td>2 (3) 応急活動のためのマニュアルの作成等</td> </tr> <tr> <td>2 (4) 人材の育成等</td> </tr> <tr> <td>2 (5) 防災中枢機能の充実</td> </tr> <tr> <td>2 (6) 浸水対策用資機材の整備強化</td> </tr> <tr> <td>2 (7) 地震計等観測機器の維持・管理</td> </tr> <tr> <td>2 (8) 緊急地震速報の伝達体制整備</td> </tr> <tr> <td>2 (9) 防災用拠点施設の屋上番号表示</td> </tr> <tr> <td>2 (10) 市有施設の自衛消防体制の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td rowspan="2">市</td> <td>4 情報の収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>5 救助・救急に係る施設・設備等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td rowspan="2">市</td> <td>7 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</td> </tr> <tr> <td>8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td rowspan="2">市</td> <td>9 災害廃棄物処理に係る事前対策</td> </tr> <tr> <td>10 罹災証明書<u>(追記)</u>の発行体制の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td rowspan="2">市</td> <td>3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 (1) 防災拠点施設の整備	2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進	2 (2) 公的機関の業務継続性の確保	2 (3) 応急活動のためのマニュアルの作成等	2 (4) 人材の育成等	2 (5) 防災中枢機能の充実	2 (6) 浸水対策用資機材の整備強化	2 (7) 地震計等観測機器の維持・管理	2 (8) 緊急地震速報の伝達体制整備	2 (9) 防災用拠点施設の屋上番号表示	2 (10) 市有施設の自衛消防体制の整備	市	市	4 情報の収集・連絡体制の整備	5 救助・救急に係る施設・設備等	市	市	7 物資等の備蓄、調達供給体制の確保	8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策	市	市	9 災害廃棄物処理に係る事前対策	10 罹災証明書 <u>(追記)</u> の発行体制の整備	市	市	3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</td> <td rowspan="10">市、防災関係機関</td> <td>1 (1) 防災拠点施設の整備</td> </tr> <tr> <td>2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進</td> </tr> <tr> <td>2 (2) 公的機関の業務継続性の確保</td> </tr> <tr> <td>2 (3) 応急活動のためのマニュアルの作成等</td> </tr> <tr> <td>2 (4) 人材の育成等</td> </tr> <tr> <td>2 (5) 防災中枢機能の充実</td> </tr> <tr> <td>2 (6) 浸水対策用資機材の整備強化</td> </tr> <tr> <td>2 (7) 地震計等観測機器の維持・管理</td> </tr> <tr> <td>2 (8) 緊急地震速報の伝達体制整備</td> </tr> <tr> <td>2 (9) 防災用拠点施設の屋上番号表示</td> </tr> <tr> <td>2 (10) 市有施設の自衛消防体制の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td rowspan="2">市</td> <td>4 情報の収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td>5 救助・救急に係る施設・設備等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td rowspan="2">市</td> <td>7 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</td> </tr> <tr> <td>8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td rowspan="2">市</td> <td>9 災害廃棄物処理に係る事前対策</td> </tr> <tr> <td>10 罹災証明書等の発行体制の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市</td> <td rowspan="2">市</td> <td>3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 (1) 防災拠点施設の整備	2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進	2 (2) 公的機関の業務継続性の確保	2 (3) 応急活動のためのマニュアルの作成等	2 (4) 人材の育成等	2 (5) 防災中枢機能の充実	2 (6) 浸水対策用資機材の整備強化	2 (7) 地震計等観測機器の維持・管理	2 (8) 緊急地震速報の伝達体制整備	2 (9) 防災用拠点施設の屋上番号表示	2 (10) 市有施設の自衛消防体制の整備	市	市	4 情報の収集・連絡体制の整備	5 救助・救急に係る施設・設備等	市	市	7 物資等の備蓄、調達供給体制の確保	8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策	市	市	9 災害廃棄物処理に係る事前対策	10 罹災証明書等の発行体制の整備	市	市	3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査	<p>小牧市罹災証明書等交付要綱策定に伴う表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																																																															
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 (1) 防災拠点施設の整備																																																															
		2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進																																																															
		2 (2) 公的機関の業務継続性の確保																																																															
		2 (3) 応急活動のためのマニュアルの作成等																																																															
		2 (4) 人材の育成等																																																															
		2 (5) 防災中枢機能の充実																																																															
		2 (6) 浸水対策用資機材の整備強化																																																															
		2 (7) 地震計等観測機器の維持・管理																																																															
		2 (8) 緊急地震速報の伝達体制整備																																																															
		2 (9) 防災用拠点施設の屋上番号表示																																																															
2 (10) 市有施設の自衛消防体制の整備																																																																	
市	市	4 情報の収集・連絡体制の整備																																																															
		5 救助・救急に係る施設・設備等																																																															
市	市	7 物資等の備蓄、調達供給体制の確保																																																															
		8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策																																																															
市	市	9 災害廃棄物処理に係る事前対策																																																															
		10 罹災証明書 <u>(追記)</u> の発行体制の整備																																																															
市	市	3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査																																																															
		区分	機関名	主な措置																																																													
防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	市、防災関係機関	1 (1) 防災拠点施設の整備																																																															
		2 (1) 市町村業務継続計画等の策定促進																																																															
		2 (2) 公的機関の業務継続性の確保																																																															
		2 (3) 応急活動のためのマニュアルの作成等																																																															
		2 (4) 人材の育成等																																																															
		2 (5) 防災中枢機能の充実																																																															
		2 (6) 浸水対策用資機材の整備強化																																																															
		2 (7) 地震計等観測機器の維持・管理																																																															
		2 (8) 緊急地震速報の伝達体制整備																																																															
		2 (9) 防災用拠点施設の屋上番号表示																																																															
2 (10) 市有施設の自衛消防体制の整備																																																																	
市	市	4 情報の収集・連絡体制の整備																																																															
		5 救助・救急に係る施設・設備等																																																															
市	市	7 物資等の備蓄、調達供給体制の確保																																																															
		8 応急仮設住宅の設置に係る事前対策																																																															
市	市	9 災害廃棄物処理に係る事前対策																																																															
		10 罹災証明書等の発行体制の整備																																																															
市	市	3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査																																																															
		2-5-4	<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>2 市、県及び防災関係機関における措置 (1) 3) 防災情報システムの整備 県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設</p>	<p>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</p> <p>2 市、県及び防災関係機関における措置 (1) 3) 防災情報システムの整備 県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、避難情報、避難所の開設情報</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>																																																												

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
2-5-4	<p>情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。<u>さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。</u></p> <p>3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査 <u>(追記)</u> 消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。</p> <p>4 情報の収集・連絡体制の整備等 (略) (2) 通信手段の確保 (略) ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備 (略)</p>	<p>を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。<u>なお、本システムと総合防災情報システム (SOBO-WEB) 間でデータ連携を行うこととする。(削除)</u></p> <p>3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査 <u>大規模地震や津波災害など多様な災害に対応できるよう、</u>消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。</p> <p>4 情報の収集・連絡体制の整備等 (略) (2) 通信手段の確保 (略) ウ ヘリコプターテレビ電送システムの整備 (略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
2-5-5	<p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>エ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u> <u>市、県及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u></p> <p>(略)</p>	
2-5-5	<p>5 救助・救急に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 <u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p>5 救助・救急に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。 <u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
2-5-5	<p>6 非常用水源の確保 (1) 給水対象及び給水量 (略)</p>	<p>6 非常用水源の確保 (1) 給水対象及び給水量 (略)</p>	<p>小牧市水道事業地震防災応急対策要綱に合わせるための修正</p>

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考																																								
2-5-6	<table border="1" data-bbox="183 151 1055 351"> <thead> <tr> <th>地震発生からの日数</th> <th>目標水量(ℓ/人・日)</th> <th>住民の水の運搬距離</th> <th>主な給水方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生～3日</td> <td>3</td> <td>おおむね1km以内</td> <td>耐震性貯水槽、タンク車</td> </tr> <tr> <td>4日～10日</td> <td>20</td> <td>おおむね250m以内</td> <td>配水幹線等からの仮設給水栓</td> </tr> <tr> <td>11日～21日</td> <td>100</td> <td>おおむね100m以内</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>22日～28日</td> <td>被災前給水量(約250)</td> <td>おおむね10m以内</td> <td>仮配管からの各給水共用栓</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水(ペットボトル等)、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p>	地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法	発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車	4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓	11日～21日	100	おおむね100m以内	同上	22日～28日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓	<table border="1" data-bbox="1086 151 1980 351"> <thead> <tr> <th>地震発生からの日数</th> <th>目標水量(ℓ/人・日)</th> <th>住民の水の運搬距離</th> <th>主な給水方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生～3日</td> <td>3</td> <td>おおむね1km以内</td> <td>耐震性貯水槽、タンク車</td> </tr> <tr> <td>4日～10日</td> <td>20</td> <td>おおむね250m以内</td> <td>配水幹線等からの仮設給水栓</td> </tr> <tr> <td>11日～15日</td> <td>100</td> <td>おおむね100m以内</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>16日～21日</td> <td>被災前給水量(約250)</td> <td>おおむね10m以内</td> <td>仮配管からの各給水共用栓</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 物資等の備蓄、調達供給体制の確保</p> <p>(1) 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水(ペットボトル等)、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム(B-PLo)</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p>	地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法	発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車	4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓	11日～15日	100	おおむね100m以内	同上	16日～21日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法																																								
発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車																																								
4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓																																								
11日～21日	100	おおむね100m以内	同上																																								
22日～28日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓																																								
地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法																																								
発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車																																								
4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓																																								
11日～15日	100	おおむね100m以内	同上																																								
16日～21日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓																																								
2-5-7	<p>10 罹災証明書(追記)の発行体制の整備</p> <p>(1) 市は、災害時に罹災証明書(追記)の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書(追記)の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書(追記)の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、効率的な罹災証明書(追記)の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p>	<p>10 罹災証明書等の発行体制の整備</p> <p>(1) 市は、災害時に罹災証明書等の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書等の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、効率的な罹災証明書等の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</p>	<p>小牧市罹災証明書等交付要綱策定に伴う表記の整理</p>																																								

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考																								
2-7-1	<p>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="190 220 1048 742"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) (追記) 福祉避難所の整備 1 (4) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (5) 避難所の破損等への備え 1 (6) 避難所の運営体制の整備 (追記) (追記)</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>1 (1) 対象者の把握 1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) 在宅者の要配慮者対策 1 (4) 避難行動要支援者対策 1 (5) 外国人等に対する対策 1 (6) 災害ケースマネジメント</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市</td> <td>帰宅困難者対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) (追記) 福祉避難所の整備 1 (4) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (5) 避難所の破損等への備え 1 (6) 避難所の運営体制の整備 (追記) (追記)	第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	1 (1) 対象者の把握 1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) 在宅者の要配慮者対策 1 (4) 避難行動要支援者対策 1 (5) 外国人等に対する対策 1 (6) 災害ケースマネジメント	第3節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策	<p>第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1093 236 1975 758"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td> <td>市</td> <td>1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 指定福祉避難所の指定 1 (4) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (5) 避難所の破損等への備え 1 (6) 避難所の運営体制の整備 1 (7) 避難者等の情報把握 1 (8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</td> </tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td> <td>市、社会福祉施設等管理者</td> <td>1 (1) 対象者の把握 1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) 在宅者の要配慮者対策 1 (4) 避難行動要支援者対策 1 (5) 外国人等に対する対策 1 (6) 災害ケースマネジメント</td> </tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市</td> <td>帰宅困難者対策</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 指定福祉避難所の指定 1 (4) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (5) 避難所の破損等への備え 1 (6) 避難所の運営体制の整備 1 (7) 避難者等の情報把握 1 (8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援	第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	1 (1) 対象者の把握 1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) 在宅者の要配慮者対策 1 (4) 避難行動要支援者対策 1 (5) 外国人等に対する対策 1 (6) 災害ケースマネジメント	第3節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) (追記) 福祉避難所の整備 1 (4) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (5) 避難所の破損等への備え 1 (6) 避難所の運営体制の整備 (追記) (追記)																									
第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	1 (1) 対象者の把握 1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) 在宅者の要配慮者対策 1 (4) 避難行動要支援者対策 1 (5) 外国人等に対する対策 1 (6) 災害ケースマネジメント																									
第3節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備	市	1 (1) 避難所等の整備 1 (2) 指定避難所の指定 1 (3) 指定福祉避難所の指定 1 (4) 避難所が備えるべき設備の整備 1 (5) 避難所の破損等への備え 1 (6) 避難所の運営体制の整備 1 (7) 避難者等の情報把握 1 (8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援																									
第2節 要配慮者支援対策	市、社会福祉施設等管理者	1 (1) 対象者の把握 1 (2) 社会福祉施設等における対策 1 (3) 在宅者の要配慮者対策 1 (4) 避難行動要支援者対策 1 (5) 外国人等に対する対策 1 (6) 災害ケースマネジメント																									
第3節 帰宅困難者対策	県、市	帰宅困難者対策																									
	<p>第1節 避難所の指定・整備等</p>	<p>第1節 避難所の指定・整備等</p>																									
2-7-2	<p>1 市における措置 (略) (2) 指定避難所の指定 (略) ウ <u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</u> エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、(追記) 備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。 オ <u>一人当たりの必要占有面積は以下のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="190 1289 1048 1407"> <tbody> <tr> <td>1 m²/人</td> <td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td> </tr> <tr> <td>2 m²/人</td> <td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td> </tr> <tr> <td>3 m²/人</td> <td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td> </tr> </tbody> </table> <p>※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。 また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p>	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>1 市における措置 (略) (2) 指定避難所の指定 (略) ウ <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u> エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</u> (削除)</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>																		
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積																										
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積																										
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積																										

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
	<p><u>＜新型インフルエンザ等感染症対応時の必要占有面積＞</u> <u>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画(一家族)の距離は1~2m以上空ける(※人数に応じて区画の広さは調整する。)</u></p> <p>カ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設は、避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</p>	<p>カ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点等の災害対策に必要な施設は、避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
2-7-3	<p>キ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</p> <p><u>((3)ウより転記)</u></p>	<p>カ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</p> <p><u>キ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p>	<p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p>
2-7-3	<p>(3) <u>(追記) 福祉避難所の整備</u></p> <p>ア 市は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>(追記) 福祉避難所</u>として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 市は、<u>福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(3) <u>指定福祉避難所の指定</u></p> <p>ア 市は、<u>指定一般避難所内</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定福祉避難所</u>として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 市は、<u>指定福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>((2)キへ移行)</u></p>	<p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
2-7-3	<p><u>エ</u> 市は、<u>(追記)</u> 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ<u>(追記)</u> 福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>オ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>(追記)</u> 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に <u>(追記)</u> 福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>(追記)</u> テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション <u>(追加)</u> 等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。 また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備 (略)</p>	<p><u>ウ</u> 市は、<u>指定</u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>エ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に <u>指定</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽</u>、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。 また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備 (略)</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
2-7-4	<p><u>エ</u> 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<u>する</u>。 (略)</p> <p><u>カ</u> <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に</u>、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p>	<p><u>エ</u> 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討<u>し、受入体制を住民へ周知徹底する</u>。 (略)</p> <p><u>カ</u> <u>(削除)</u> 感染症対策について、<u>(削除)</u> 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
2-7-4	<p>キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>キ <u>(削除)</u> 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(7) 避難者等の情報把握</u></p> <p><u>市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></p> <p><u>ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
第2節 要配慮者支援対策		第2節 要配慮者支援対策	
2-7-8	<p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(6) 災害ケースマネジメント</p> <p><u>県及び市</u>は、被災<u>地</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(6) 災害ケースマネジメント</p> <p><u>市及び県</u>は、被災<u>者</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
第3節 帰宅困難者対策		第3節 帰宅困難者対策	
2-7-8	<p>1 市及び県における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>1 市及び県における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 徒歩帰宅者支援の環境整備</u></p> <p><u>大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。</u></p>	<p>定義の明確化</p>

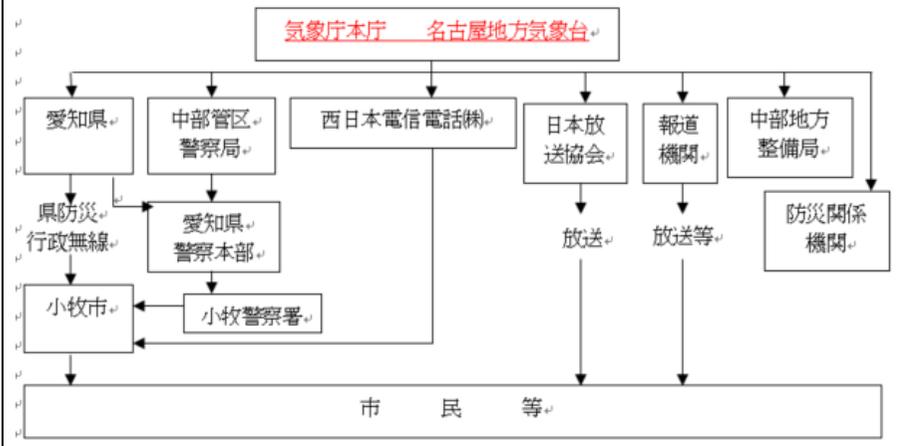
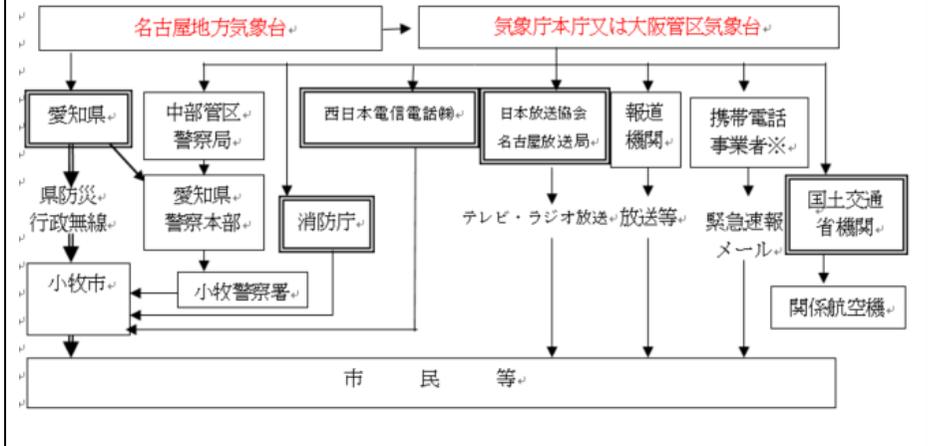
地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
	第8章 火災予防・危険性物質の防災対策	第8章 火災予防・危険性物質の防災対策	
	第2節 消防力の整備強化	第2節 消防力の整備強化	
2-8-2	1 市における措置 (3) 地域消防力との連携強化と地域消防力の強化 常備消防の整備強化を進めると同時に、消防団等の地域消防力との連携強化を図る。また、地域消防組織の育成、強化を図るため、消防技術の普及及び向上に努める <u>(追記)</u> 。	1 市における措置 (3) 地域消防力との連携強化と地域消防力の強化 常備消防の整備強化を進めると同時に、消防団等の地域消防力との連携強化を図る。また、地域消防組織の育成、強化を図るため、消防技術の普及及び向上に努める <u>とともに、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。また、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備に努めるものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第9章 広域応援・受援体制の整備	第9章 広域応援・受援体制の整備	
	第1節 広域応援・受援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備	
2-9-2	2 市及び県における措置 (3) 受援体制の整備 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。 <u>特に、</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、 <u>新型インフルエンザ等</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 <u>また、</u> 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	2 市及び県における措置 (3) 受援体制の整備 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、 <u>以下のような</u> 受援体制の整備に努めるものとする。 <u>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u> <u>(削除)</u> 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、 <u>(削除)</u> 感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 <u>イ 宿泊場所等の確保</u> <u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> <u>ウ 訓練等の実施</u> <u>(削除)</u> 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
2-9-3	1 県及び市における措置 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 <u>県及び市</u> は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広	1 市及び県における措置 (1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 <u>市及び県</u> は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域	防災基本計画

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
	<p>域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、<u>県及び市</u>は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、<u>市及び県</u>は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	<p>修正を踏まえた修正</p>
	<p>第4節 防災活動拠点の確保等</p>	<p>第4節 防災活動拠点の確保等</p>	
<p>2-9-4</p>	<p>1 市及び県における措置 (略)</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとし、<u>災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u></p>	<p>1 市及び県における措置 (略)</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p>	<p>表記の整理 愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p>
	<p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	<p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	
<p>2-10-1</p>	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>(追記)</u>。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</p>	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u>。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	<p>第2節 防災のための意識啓発・広報</p>	
	<p>1 市、県及び名古屋地方気象台等における措置</p>	<p>1 市、県及び名古屋地方気象台等における措置</p>	<p>防災基本計画</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
2-10-6	<p>(7) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>(追記)</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>(7) 過去の災害教訓の伝承</p> <p>市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	修正を踏まえた修正
第3編 災害応急対策		第3編 災害応急対策	
第2章 避難行動		第2章 避難行動	
第1節 地震情報等の伝達		第1節 地震情報等の伝達	
3-2-3	<p>4 地震情報等の伝達</p> <p>(1) 地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> 	<p>4 地震情報等の伝達</p> <p>(1) 地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p> 	
第4章 応援協力・派遣要請		第4章 応援協力・派遣要請	
第3節 自衛隊の災害派遣		第3節 自衛隊の災害派遣	
1 自衛隊における措置		1 自衛隊における措置	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考																																								
3-4-4	<p>(4) 災害派遣の要請を受けることができる者及び担任地域。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害派遣の要請を受けることができる者</th> <th>所在地</th> <th>担任地域</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空自衛隊 小牧基地司令</td> <td>小牧市春日寺 1-1</td> <td>県下全域</td> <td>(加入電話) 76-2191 課業時間内：内線 4032 (防衛部) 課業時間外：内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (小牧市地域防災無線) 800 (衛星電話) 9-同上</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第10師団長</td> <td>名古屋市守山区守山 3-12-1</td> <td>※県下全域</td> <td>(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内：内線 4236 (防衛班) 課業時間外：内線 4301 (当直室) (FAX) (052) 791-4239 (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-同上</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第35普通科連隊 (追記)</td> <td>名古屋市守山区守山 3-12-1</td> <td>県西部</td> <td>(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内 (月～金 08:15～17:00) 内線 4831 (第3科) 課業時間外 (土日祝日)：内線 4509 (当直室) (高度情報通信ネットワーク) 8230-34 (第2科)</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 横須賀地方總監</td> <td>神奈川県横須賀市西逸見町無番地</td> <td>県下全域</td> <td>(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、県西部 (尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多) の連絡調整は第35普通科連隊</p>	災害派遣の要請を受けることができる者	所在地	担任地域	電話番号	航空自衛隊 小牧基地司令	小牧市春日寺 1-1	県下全域	(加入電話) 76-2191 課業時間内：内線 4032 (防衛部) 課業時間外：内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (小牧市地域防災無線) 800 (衛星電話) 9-同上	陸上自衛隊 第10師団長	名古屋市守山区守山 3-12-1	※県下全域	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内：内線 4236 (防衛班) 課業時間外：内線 4301 (当直室) (FAX) (052) 791-4239 (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-同上	陸上自衛隊 第35普通科連隊 (追記)	名古屋市守山区守山 3-12-1	県西部	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内 (月～金 08:15～17:00) 内線 4831 (第3科) 課業時間外 (土日祝日)：内線 4509 (当直室) (高度情報通信ネットワーク) 8230-34 (第2科)	海上自衛隊 横須賀地方總監	神奈川県横須賀市西逸見町無番地	県下全域	(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721	<p>(4) 要請 (調整) 先及び担任地域。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要請 (調整) 先</th> <th>所在地</th> <th>担任地域</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>航空自衛隊 小牧基地司令</td> <td>小牧市春日寺 1-1</td> <td>県下全域</td> <td>(加入電話) 76-2191 課業時間内：内線 4032 (防衛部) 課業時間外：内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (小牧市地域防災無線) 800 (衛星電話) 9-同上</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第10師団長</td> <td>名古屋市守山区守山 3-12-1</td> <td>※県下全域</td> <td>(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内：内線 4236 (防衛班) 課業時間外：内線 4301 (当直室) (FAX) (052) 791-4239 (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-同上</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊 第35普通科連隊 (連絡調整)</td> <td>名古屋市守山区守山 3-12-1</td> <td>県西部</td> <td>(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内 (月～金 08:15～17:00) 内線 4831 (第3科) 課業時間外 (土日祝日)：内線 4509 (当直室) (高度情報通信ネットワーク) 8230-34 (第2科)</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 横須賀地方總監</td> <td>神奈川県横須賀市西逸見町無番地</td> <td>県下全域</td> <td>(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、県西部 (尾張北東部、尾張西部、名古屋、知多) の連絡調整は第35普通科連隊</p>	要請 (調整) 先	所在地	担任地域	電話番号	航空自衛隊 小牧基地司令	小牧市春日寺 1-1	県下全域	(加入電話) 76-2191 課業時間内：内線 4032 (防衛部) 課業時間外：内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (小牧市地域防災無線) 800 (衛星電話) 9-同上	陸上自衛隊 第10師団長	名古屋市守山区守山 3-12-1	※県下全域	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内：内線 4236 (防衛班) 課業時間外：内線 4301 (当直室) (FAX) (052) 791-4239 (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-同上	陸上自衛隊 第35普通科連隊 (連絡調整)	名古屋市守山区守山 3-12-1	県西部	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内 (月～金 08:15～17:00) 内線 4831 (第3科) 課業時間外 (土日祝日)：内線 4509 (当直室) (高度情報通信ネットワーク) 8230-34 (第2科)	海上自衛隊 横須賀地方總監	神奈川県横須賀市西逸見町無番地	県下全域	(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721	<p>表記の整理</p>
災害派遣の要請を受けることができる者	所在地	担任地域	電話番号																																								
航空自衛隊 小牧基地司令	小牧市春日寺 1-1	県下全域	(加入電話) 76-2191 課業時間内：内線 4032 (防衛部) 課業時間外：内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (小牧市地域防災無線) 800 (衛星電話) 9-同上																																								
陸上自衛隊 第10師団長	名古屋市守山区守山 3-12-1	※県下全域	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内：内線 4236 (防衛班) 課業時間外：内線 4301 (当直室) (FAX) (052) 791-4239 (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-同上																																								
陸上自衛隊 第35普通科連隊 (追記)	名古屋市守山区守山 3-12-1	県西部	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内 (月～金 08:15～17:00) 内線 4831 (第3科) 課業時間外 (土日祝日)：内線 4509 (当直室) (高度情報通信ネットワーク) 8230-34 (第2科)																																								
海上自衛隊 横須賀地方總監	神奈川県横須賀市西逸見町無番地	県下全域	(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721																																								
要請 (調整) 先	所在地	担任地域	電話番号																																								
航空自衛隊 小牧基地司令	小牧市春日寺 1-1	県下全域	(加入電話) 76-2191 課業時間内：内線 4032 (防衛部) 課業時間外：内線 4017 (基地当直) (防災行政無線) 8-8250-31 (作戦室) 32 (当直) (小牧市地域防災無線) 800 (衛星電話) 9-同上																																								
陸上自衛隊 第10師団長	名古屋市守山区守山 3-12-1	※県下全域	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内：内線 4236 (防衛班) 課業時間外：内線 4301 (当直室) (FAX) (052) 791-4239 (防災行政無線) 8-8230-31 (作戦室) 32 (当直) 33 (防衛班) (衛星電話) 9-同上																																								
陸上自衛隊 第35普通科連隊 (連絡調整)	名古屋市守山区守山 3-12-1	県西部	(加入電話) (052) 791-2191 課業時間内 (月～金 08:15～17:00) 内線 4831 (第3科) 課業時間外 (土日祝日)：内線 4509 (当直室) (高度情報通信ネットワーク) 8230-34 (第2科)																																								
海上自衛隊 横須賀地方總監	神奈川県横須賀市西逸見町無番地	県下全域	(加入電話) 課業時間内 046-822-3522 (第3幕僚室) 課業時間外 046-823-1009 (オペレーション) (衛星電話) 9-012-637-721																																								
	<p>第4節 ボランティアの受入れ</p>	<p>第4節 ボランティアの受入れ</p>																																									
3-4-8	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 市は、小牧市社会福祉協議会と協同で小牧市史跡公園に必要な資機材を確保して速やかに災害ボランティア支援センターを設置し、コーディネーターの派遣をボランティア関係団体等に要請する。なおこの際、愛知県に設置される広域ボランティア支援本部との情報交換と連携を十分に行いながら取り組む。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 市は、小牧市社会福祉協議会と協同で大規模災害の場合は、小牧市市民会館・公民館に、小規模災害の場合は、小牧市総合福祉施設ふれあいセンター内に必要な資機材を確保して速やかに災害ボランティア支援センターを設置し、コーディネーターの派遣をボランティア関係団体等に要請する。なおこの際、愛知県に設置される広域ボランティア支援本部との情報交換と連携を十分に行いながら取り組む。</p>	<p>災害ボランティア支援センター設置場所の変更</p>																																								
	<p>第5節 防災活動拠点の確保等</p>	<p>第5節 防災活動拠点の確保等</p>																																									
	<p>(略)</p> <p>2 防災活動拠点の確保</p>	<p>(略)</p> <p>2 防災活動拠点の確保等</p>																																									

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
3-4-9	<p>(1) 地区防災活動拠点 (略)</p> <p>物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>(1) 地区防災活動拠点 (略)</p> <p>物資の輸送拠点について、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム (B-PLo)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p><u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策	
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動	
3-5-3	<p>3 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) による活動支援 国土交通省緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車 <u>(追記)</u> 等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。</p>	<p>3 中部地方整備局及び高速道路会社における措置</p> <p>(1) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) による活動支援 国土交通省緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) は、警察・消防・自衛隊の部隊の円滑かつ迅速な進出、活動を支援するため、排水ポンプ車、照明車、衛星通信車、<u>現地へ派遣された隊員等の宿泊等が可能な待機支援車</u>等の派遣、土砂災害その他の所管領域に関する部隊活動の安全確保のための助言、被災地へのアクセス確保等を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
3-7-1	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>(追記)</u> 医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院その他医療機関等との広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>○ 保健医療調整本部及び <u>(追記)</u> 保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>災害看護コーディネーター</u>、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院その他医療機関等との広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>○ 保健医療調整本部及び <u>尾張北部医療圏</u> 保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>医療法の改正に伴う修正</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考																																																												
3-7-1	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○救護所の設置等、地域の医療体制確保。 ○<u>(古記)</u> 保健医療調整会議への参画。 ○DPAT派遣要請。 ○保健活動及び心のケア。 ○防疫組織の編成。 ○防疫活動。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(古記)</u></td> <td><u>(古記)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地元医師会・災害拠点病院、災害拠点精神科病院</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>(古記)</u> 保健医療調整会議への参画。 ○臨機応急な医療活動。 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送。 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMAT指定医療機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災害派遣医療チーム(DMAT)の活動。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>(古記)</u> 保健医療調整会議への参画。 ○医療救護活動の実施。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	<ul style="list-style-type: none"> ○救護所の設置等、地域の医療体制確保。 ○<u>(古記)</u> 保健医療調整会議への参画。 ○DPAT派遣要請。 ○保健活動及び心のケア。 ○防疫組織の編成。 ○防疫活動。 				<u>(古記)</u>	<u>(古記)</u>				地元医師会・災害拠点病院、災害拠点精神科病院	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>(古記)</u> 保健医療調整会議への参画。 ○臨機応急な医療活動。 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送。 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入。 				DMAT指定医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○災害派遣医療チーム(DMAT)の活動。 				日本赤十字社愛知県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>(古記)</u> 保健医療調整会議への参画。 ○医療救護活動の実施。 				<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○救護所の設置等、地域の医療体制確保。 ○<u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議への参画。 ○DPAT派遣要請。 ○保健活動及び心のケア。 ○防疫組織の編成。 ○防疫活動。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛知県春日井保健所</td> <td></td> <td>○<u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議の設置。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地元医師会・災害拠点病院、災害拠点精神科病院</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議への参画。 ○臨機応急な医療活動。 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送。 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>DMAT指定医療機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災害派遣医療チーム(DMAT)の活動。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議への参画。 ○医療救護活動の実施。 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	市	<ul style="list-style-type: none"> ○救護所の設置等、地域の医療体制確保。 ○<u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議への参画。 ○DPAT派遣要請。 ○保健活動及び心のケア。 ○防疫組織の編成。 ○防疫活動。 				愛知県春日井保健所		○ <u>尾張北部医療圏</u> 保健医療調整会議の設置。			地元医師会・災害拠点病院、災害拠点精神科病院	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議への参画。 ○臨機応急な医療活動。 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送。 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入。 				DMAT指定医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○災害派遣医療チーム(DMAT)の活動。 				日本赤十字社愛知県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議への参画。 ○医療救護活動の実施。 				
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																											
市	<ul style="list-style-type: none"> ○救護所の設置等、地域の医療体制確保。 ○<u>(古記)</u> 保健医療調整会議への参画。 ○DPAT派遣要請。 ○保健活動及び心のケア。 ○防疫組織の編成。 ○防疫活動。 																																																														
<u>(古記)</u>	<u>(古記)</u>																																																														
地元医師会・災害拠点病院、災害拠点精神科病院	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>(古記)</u> 保健医療調整会議への参画。 ○臨機応急な医療活動。 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送。 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入。 																																																														
DMAT指定医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○災害派遣医療チーム(DMAT)の活動。 																																																														
日本赤十字社愛知県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>(古記)</u> 保健医療調整会議への参画。 ○医療救護活動の実施。 																																																														
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																											
市	<ul style="list-style-type: none"> ○救護所の設置等、地域の医療体制確保。 ○<u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議への参画。 ○DPAT派遣要請。 ○保健活動及び心のケア。 ○防疫組織の編成。 ○防疫活動。 																																																														
愛知県春日井保健所		○ <u>尾張北部医療圏</u> 保健医療調整会議の設置。																																																													
地元医師会・災害拠点病院、災害拠点精神科病院	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議への参画。 ○臨機応急な医療活動。 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送。 ○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・一時的避難患者の受入。 																																																														
DMAT指定医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ○災害派遣医療チーム(DMAT)の活動。 																																																														
日本赤十字社愛知県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議への参画。 ○医療救護活動の実施。 																																																														
3-7-1	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1節 医療救護</td> <td>救助実施市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 2(1) 保健医療調整会議の設置。 2(2) 救護所の設置等、地域の医療体制確保。 2(3) 医療機関との情報共有。 </td> </tr> <tr> <td>市(救助実施市を除く)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 3(1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保。 3(2) <u>(古記)</u> 保健医療調整会議への参画。 </td> </tr> <tr> <td>地元医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 4(1) <u>(古記)</u> 保健医療調整会議への参画。 4(2) 臨機応急な医療活動。 4(3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送。 4(4) 災精神科医療の提供・一時的避難患者の受入(災害拠点精神科病院)。 </td> </tr> <tr> <td>DMAT指定医療機関</td> <td>5 DMATの活動。</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td>6 医療救護活動の実施。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>防疫・保健衛生活動の実施。</td> </tr> <tr> <td>第2節 防疫・保健衛生</td> <td>市</td> <td>防疫・保健衛生活動の実施。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	救助実施市	<ul style="list-style-type: none"> 2(1) 保健医療調整会議の設置。 2(2) 救護所の設置等、地域の医療体制確保。 2(3) 医療機関との情報共有。 	市(救助実施市を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 3(1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保。 3(2) <u>(古記)</u> 保健医療調整会議への参画。 	地元医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院	<ul style="list-style-type: none"> 4(1) <u>(古記)</u> 保健医療調整会議への参画。 4(2) 臨機応急な医療活動。 4(3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送。 4(4) 災精神科医療の提供・一時的避難患者の受入(災害拠点精神科病院)。 	DMAT指定医療機関	5 DMATの活動。	日本赤十字社愛知県支部	6 医療救護活動の実施。	市	防疫・保健衛生活動の実施。	第2節 防疫・保健衛生	市	防疫・保健衛生活動の実施。	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第1節 医療救護</td> <td><u>(削除)</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 2(1) <u>(削除)</u> 2(2) <u>(削除)</u> 2(3) <u>(削除)</u> </td> </tr> <tr> <td>市 <u>(削除)</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 2(1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保。 2(2) <u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議への参画。 </td> </tr> <tr> <td>地元医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 3(1) <u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議への参画。 3(2) 臨機応急な医療活動。 3(3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送。 3(4) 災精神科医療の提供・一時的避難患者の受入(災害拠点精神科病院)。 </td> </tr> <tr> <td>DMAT指定医療機関</td> <td>4 DMATの活動。</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td>5 医療救護活動の実施。</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>防疫・保健衛生活動の実施。</td> </tr> <tr> <td>第2節 防疫・保健衛生</td> <td>市</td> <td>防疫・保健衛生活動の実施。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	<u>(削除)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 2(1) <u>(削除)</u> 2(2) <u>(削除)</u> 2(3) <u>(削除)</u> 	市 <u>(削除)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 2(1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保。 2(2) <u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議への参画。 	地元医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院	<ul style="list-style-type: none"> 3(1) <u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議への参画。 3(2) 臨機応急な医療活動。 3(3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送。 3(4) 災精神科医療の提供・一時的避難患者の受入(災害拠点精神科病院)。 	DMAT指定医療機関	4 DMATの活動。	日本赤十字社愛知県支部	5 医療救護活動の実施。	市	防疫・保健衛生活動の実施。	第2節 防疫・保健衛生	市	防疫・保健衛生活動の実施。																							
区分	機関名	主な措置																																																													
第1節 医療救護	救助実施市	<ul style="list-style-type: none"> 2(1) 保健医療調整会議の設置。 2(2) 救護所の設置等、地域の医療体制確保。 2(3) 医療機関との情報共有。 																																																													
	市(救助実施市を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 3(1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保。 3(2) <u>(古記)</u> 保健医療調整会議への参画。 																																																													
	地元医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院	<ul style="list-style-type: none"> 4(1) <u>(古記)</u> 保健医療調整会議への参画。 4(2) 臨機応急な医療活動。 4(3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送。 4(4) 災精神科医療の提供・一時的避難患者の受入(災害拠点精神科病院)。 																																																													
	DMAT指定医療機関	5 DMATの活動。																																																													
	日本赤十字社愛知県支部	6 医療救護活動の実施。																																																													
	市	防疫・保健衛生活動の実施。																																																													
第2節 防疫・保健衛生	市	防疫・保健衛生活動の実施。																																																													
区分	機関名	主な措置																																																													
第1節 医療救護	<u>(削除)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 2(1) <u>(削除)</u> 2(2) <u>(削除)</u> 2(3) <u>(削除)</u> 																																																													
	市 <u>(削除)</u>	<ul style="list-style-type: none"> 2(1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保。 2(2) <u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議への参画。 																																																													
	地元医師会、災害拠点病院、災害拠点精神科病院	<ul style="list-style-type: none"> 3(1) <u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議への参画。 3(2) 臨機応急な医療活動。 3(3) 災害拠点病院による重傷患者等の受入れ・広域搬送。 3(4) 災精神科医療の提供・一時的避難患者の受入(災害拠点精神科病院)。 																																																													
	DMAT指定医療機関	4 DMATの活動。																																																													
	日本赤十字社愛知県支部	5 医療救護活動の実施。																																																													
	市	防疫・保健衛生活動の実施。																																																													
第2節 防疫・保健衛生	市	防疫・保健衛生活動の実施。																																																													
	<p>第1節 医療救護</p>	<p>第1節 医療救護</p>																																																													
3-7-2	<p>2 救助実施市における措置</p> <p><u>(1) 保健医療調整会議の設置</u></p> <p>救助実施市は、自らの市域における医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関</p>	<p><u>(削除)</u></p>	<p>表記の整理 災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府</p>																																																												

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
	<p><u>とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> <u>救助実施市は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じて地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等、並びに県保健医療調整本部に対して医療救護班の派遣を要請し、救護所を設置し、地域の医療体制確保に努める。</u></p> <p><u>(3) 医療機関との情報共有</u> <u>救助実施市は、保健医療調整会議において、所管区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。</u></p>		<p>令の附則3により、救助実施市の申請は、当分の間、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に限り行うことができる。とされており、指定都市は政令市を指し、小牧市は該当しないため。</p>
3-7-2	<p>3 市（救助実施市を除く）における措置 (1) 市は、<u>県</u>が設置する<u>（追記）</u>保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する。 (略)</p>	<p>2 市（削除）における措置 (1) 市は、<u>愛知県春日井保健所</u>が設置する<u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品供給等の支援を要請する。 (略)</p>	<p>表記の整理</p>
3-7-3	<p>4 地元医師会等、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置 (1) 地元医師会等、災害拠点病院は、<u>（追記）</u>保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。 (略)</p> <p>5 DMA T 指定医療機関における措置 (略)</p> <p>6 日本赤十字社愛知県支部における措置 (略)</p> <p>7 その他の医療救護関係機関における措置 (略)</p> <p>8 医療救護班の編成及び派遣 (略)</p> <p>9 救急搬送の実施 (略)</p>	<p>3 地元医師会等、災害拠点病院、災害拠点精神科病院における措置 (1) 地元医師会等、災害拠点病院は、<u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。 (略)</p> <p>4 DMA T 指定医療機関における措置 (略)</p> <p>5 日本赤十字社愛知県支部における措置 (略)</p> <p>6 その他の医療救護関係機関における措置 (略)</p> <p>7 医療救護班の編成及び派遣 (略)</p> <p>8 救急搬送の実施 (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
3-7-4	<p>1.0 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(1) 医薬品その他衛生材料の調達は、市民病院及び薬剤師会が調達することを原則とし、現地において調達できない場合は、2次医療圏等の区域ごとに設置される<u>(追記)</u>保健医療調整会議に調達の要請をする。</p> <p>(2) <u>(追記)</u>保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。</p> <p>圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>1.1 医療機関等における活動の支援</p> <p><u>県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関や医療救護班において看護師確保が困難な場合の看護師派遣、救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。</u></p> <p>1.2 災害救助法の適用</p> <p>(略)</p>	<p>9 医薬品その他衛生材料の確保</p> <p>(1) 医薬品その他衛生材料の調達は、市民病院及び薬剤師会が調達することを原則とし、現地において調達できない場合は、2次医療圏等の区域ごとに設置される<u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議に調達の要請をする。</p> <p>(2) <u>尾張北部医療圏</u>保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。</p> <p>圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p> <p>1.0 災害救助法の適用</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>医療法の改正に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>
第2節 防疫・保健衛生		第2節 防疫・保健衛生	
3-7-5	<p>2 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>(追記)</u>被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>ア <u>新型インフルエンザ等感染症を含む</u>感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう</p>	<p>2 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u>また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 自宅療養者等の避難確保</p> <p>ア (削除)感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
3-7-5	<p>努めるものとする。</p> <p>イ 県の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>4 栄養指導</p> <p>(1) <u>県及び市</u>は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>9 応援協力関係</p> <p>(略)</p>	<p>イ 県の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>4 栄養指導</p> <p>(1) <u>市及び県</u>は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。 <u>(削除)</u></p> <p>9 応援協力関係</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理 (5 健康管理に記載あり)</p> <p>表記の整理</p>
3-7-7	<p>(8) 県は必要に応じて、国等に対してJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣<u>(追記)</u>要請するものとする。</p>	<p>(8) 県は必要に応じて、国等に対してJDAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣<u>を</u>要請するものとする。</p>	
	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	
	<p>第1節 避難所の開設・運営</p>	<p>第1節 避難所の開設・運営</p>	
3-10-3	<p>2 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4)避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮</p> <p>避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>ク 物資の配給等避難者への生活支援</p> <p>給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 <u>(追記)</u></p>	<p>2 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(4)避難所の運営</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮</p> <p>避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p> <p>(略)</p> <p>ク 物資の配給等避難者への生活支援</p> <p>給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。 <u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
3-10-3	<p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」を参考に配慮すること。を参考に配慮すること。</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者 <u>に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 (略)</p> <p>サ ペットの取扱</p> <p>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</u>「愛知県避難所運営マニュアル」及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」を参考に配慮すること。また、<u>(追記) 獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」を参考に配慮すること。を参考に配慮すること。</p> <p>ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者 <u>等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、</u>避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</p> <p>(略)</p> <p><u>コ 在宅避難者等の支援拠点</u></p> <p><u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>サ 車中泊避難を行うためのスペース</u></p> <p><u>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>シ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営 (略)</p> <p>ス ペットの取扱</p> <p>必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、<u>飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図ること。</u>「愛知県避難所運営マニュアル」及び「小牧市避難所開設運営マニュアル」を参考に配慮すること。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、</u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>セ 避難の長期化に伴う対応</u></p>	<p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正及び環境省ガイドラインを踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
3-10-4	<p><u>シ</u> 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p><u>ス</u> 感染症対策 (略)</p>	<p><u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) プライバシーの確保状況</u></p> <p><u>(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p><u>(ウ) 洗濯等の頻度</u></p> <p><u>(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u></p> <p><u>(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> <p><u>(カ) 食料の確保、配食等の状況</u></p> <p><u>(キ) し尿及びごみの処理状況</u></p> <p><u>(ク) 避難者の健康状態</u></p> <p><u>(ケ) 指定避難所の衛生状態</u></p> <p><u>ソ</u> 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p><u>タ</u> 感染症対策 (略)</p>	
第2節 要配慮者支援対策		第2節 要配慮者支援対策	
3-10-5	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村(救助実施市を除く。)の長への委任を想定しているため、<u>避難所の供与等の事務については、</u>市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム <u>(DCAT)</u> の編成・派遣については、県が実施する。 (略)</p>	<p>2 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村(救助実施市を除く。)の長への委任を想定しているため、<u>(削除)</u> 市が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム <u>(DWA T)</u> や<u>災害支援ナース</u>の編成・派遣については、県が実施する。 (略)</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
第11章 水・食品・生活必需品等の供給		第11章 水・食品・生活必需品等の供給	
3-11-1	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>(追記)</u> 夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する<u>ものとする。</u></p>	<p>■ 基本方針 (略)</p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
第1節 給水		第1節 給水	

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考																																								
3-11-2	<p>3 応急給水</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震発生からの日数</th> <th>目標水量(ℓ/人・日)</th> <th>住民の水の運搬距離</th> <th>主な給水方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生～3日</td> <td>3</td> <td>おおむね1km以内</td> <td>耐震性貯水槽、タンク車</td> </tr> <tr> <td>4日～10日</td> <td>20</td> <td>おおむね250m以内</td> <td>配水幹線等からの仮設給水栓</td> </tr> <tr> <td>11日～21日</td> <td>100</td> <td>おおむね100m以内</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>22日～28日</td> <td>被災前給水量(約250)</td> <td>おおむね10m以内</td> <td>仮配管からの各給水共用栓</td> </tr> </tbody> </table>	地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法	発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車	4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓	11日～21日	100	おおむね100m以内	同上	22日～28日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓	<p>3 応急給水</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震発生からの日数</th> <th>目標水量(ℓ/人・日)</th> <th>住民の水の運搬距離</th> <th>主な給水方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生～3日</td> <td>3</td> <td>おおむね1km以内</td> <td>耐震性貯水槽、タンク車</td> </tr> <tr> <td>4日～10日</td> <td>20</td> <td>おおむね250m以内</td> <td>配水幹線等からの仮設給水栓</td> </tr> <tr> <td>11日～15日</td> <td>100</td> <td>おおむね100m以内</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>16日～21日</td> <td>被災前給水量(約250)</td> <td>おおむね10m以内</td> <td>仮配管からの各給水共用栓</td> </tr> </tbody> </table>	地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法	発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車	4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓	11日～15日	100	おおむね100m以内	同上	16日～21日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓	小牧市水道事業地震防災応急対策要綱に合わせるため
地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法																																								
発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車																																								
4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓																																								
11日～21日	100	おおむね100m以内	同上																																								
22日～28日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓																																								
地震発生からの日数	目標水量(ℓ/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法																																								
発生～3日	3	おおむね1km以内	耐震性貯水槽、タンク車																																								
4日～10日	20	おおむね250m以内	配水幹線等からの仮設給水栓																																								
11日～15日	100	おおむね100m以内	同上																																								
16日～21日	被災前給水量(約250)	おおむね10m以内	仮配管からの各給水共用栓																																								
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給																																									
3-11-3	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 炊き出しその他による食品の供給</p> <p>市は、炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも<u>配慮(追記)</u>し、食品を供給する。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 炊き出しその他による食品の供給</p> <p>市は、炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等に<u>(削除)配慮するとともに、栄養バランスの取れた適温の食事の供給等質の確保にも配慮</u>し、食品を供給する。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																																								
	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策																																									
3-15-1	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理<u>(追記)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理<u>(ブルーシートの展張等を含む)</u>、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																																								
	第2節 被災住宅等の調査	第2節 被災住宅等の調査																																									
3-15-3	<p>1 市における措置</p> <p>市は、地震災害のため住家<u>(追記)</u>に被害が生じた場合、罹災証明書<u>(追記)</u>の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</p> <p>(1) 住家<u>(追記)</u>の被害状況</p>	<p>1 市における措置</p> <p>市は、地震災害のため住家<u>等</u>に被害が生じた場合、罹災証明書<u>等</u>の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。</p> <p>(1) 住家<u>等</u>の被害状況</p>	小牧市罹災証明書等交付要綱策定に伴う表記の整理																																								
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興																																									
	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策																																									
	第1節 公共施設災害復旧事業	第1節 公共施設災害復旧事業																																									
4-2-1	1 各施設管理者における措置	1 各施設管理者における措置	防災基本計画																																								

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
4-2-2	<p>各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要綱等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</u></p>	<p>各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。</p> <p><u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成</p> <p>(略)</p> <p>(2) 要綱等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>修正を踏まえた修正</p> <p>公共土木施設 災害復旧事業 費国庫負担法 改正に伴う修正</p>
第4節 暴力団等への対策			
4-2-4	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p><u>(追記) 復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p><u>被災地における復旧・復興事業について(削除)、暴力団等の参入・介入を防止するための取り組みを推進する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画 修正を踏まえた修正</p>
第3章 災害廃棄物(追記)処理対策			
4-3-1	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 市は、被災状況に即した災害廃棄物 <u>(追記)</u> の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <p>区分 災害廃棄物 <u>(追記)</u> 処理対策 (略)</p> <p>災害廃棄物(追記)処理対策</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 市は、被災状況に即した災害廃棄物 <u>等</u> の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <p>区分 災害廃棄物 <u>等</u> 処理対策 (略)</p> <p>災害廃棄物(追記)処理対策</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
第5章 被災者等の生活再建等の支援			
4-5-1	<p>■ 主な機関の措置</p>	<p>■ 主な機関の措置</p>	<p>小牧市罹災証明書等交付要綱策定に伴う表記の整理</p>

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考																																																				
4-5-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書 (<u>追記</u>)の交付</td> <td>市</td> <td>1 (1) 罹災証明書 (<u>追記</u>) の交付</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災者台帳の 作成及び災害 ケースマネジ メントの実施</td> <td>市</td> <td>1 (1) 被災者台帳の作成 1 (2) 災害ケースマネジメントの実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3節 被災者への経 済的支援等</td> <td>市</td> <td>1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金の受付、配分</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td>2 義援金等の受付、配分</td> </tr> <tr> <td>県社会福祉協 議会</td> <td>3 生活福祉資金の貸付</td> </tr> <tr> <td>被災者生活再 建支援法人 (公益財団法 人 都道府県セ ンター)</td> <td>4 被災者生活再建支援金の支給</td> </tr> <tr> <td>報道機関等 (<u>追記</u>)</td> <td>5 義援金品の受付、配分 (<u>追記</u>)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人 住宅金融支援 機構</td> <td>2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書 (<u>追記</u>)の交付	市	1 (1) 罹災証明書 (<u>追記</u>) の交付	第2節 被災者台帳の 作成及び災害 ケースマネジ メントの実施	市	1 (1) 被災者台帳の作成 1 (2) 災害ケースマネジメントの実施	第3節 被災者への経 済的支援等	市	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金の受付、配分	日本赤十字社 愛知県支部	2 義援金等の受付、配分	県社会福祉協 議会	3 生活福祉資金の貸付	被災者生活再 建支援法人 (公益財団法 人 都道府県セ ンター)	4 被災者生活再建支援金の支給	報道機関等 (<u>追記</u>)	5 義援金品の受付、配分 (<u>追記</u>)	第4節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置	独立行政法人 住宅金融支援 機構	2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 罹災証明書等 の交付</td> <td>市</td> <td>1 (1) 罹災証明書等の交付</td> </tr> <tr> <td>第2節 被災者台帳の 作成及び災害 ケースマネジ メントの実施</td> <td>市</td> <td>1 (1) 被災者台帳の作成 1 (2) 災害ケースマネジメントの実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第3節 被災者への経 済的支援等</td> <td>市</td> <td>1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金の受付、配分</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 愛知県支部</td> <td>2 義援金等の受付、配分</td> </tr> <tr> <td>県社会福祉協 議会</td> <td>3 生活福祉資金の貸付</td> </tr> <tr> <td>被災者生活再 建支援法人 (公益財団法 人 都道府県セ ンター)</td> <td>4 被災者生活再建支援金の支給</td> </tr> <tr> <td>報道機関等</td> <td>5 義援金品の受付、配分</td> </tr> <tr> <td>中部管区行政 評価局</td> <td>6 特別行政相談活動の実施</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4節 住宅等対策</td> <td>市</td> <td>1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置</td> </tr> <tr> <td>独立行政法人 住宅金融支援 機構</td> <td>2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 罹災証明書等 の交付	市	1 (1) 罹災証明書等の交付	第2節 被災者台帳の 作成及び災害 ケースマネジ メントの実施	市	1 (1) 被災者台帳の作成 1 (2) 災害ケースマネジメントの実施	第3節 被災者への経 済的支援等	市	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金の受付、配分	日本赤十字社 愛知県支部	2 義援金等の受付、配分	県社会福祉協 議会	3 生活福祉資金の貸付	被災者生活再 建支援法人 (公益財団法 人 都道府県セ ンター)	4 被災者生活再建支援金の支給	報道機関等	5 義援金品の受付、配分	中部管区行政 評価局	6 特別行政相談活動の実施	第4節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置	独立行政法人 住宅金融支援 機構	2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置	<p>防災基本計画 修正を踏まえた修正</p>
区分	機関名	主な措置																																																					
第1節 罹災証明書 (<u>追記</u>)の交付	市	1 (1) 罹災証明書 (<u>追記</u>) の交付																																																					
第2節 被災者台帳の 作成及び災害 ケースマネジ メントの実施	市	1 (1) 被災者台帳の作成 1 (2) 災害ケースマネジメントの実施																																																					
第3節 被災者への経 済的支援等	市	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金の受付、配分																																																					
	日本赤十字社 愛知県支部	2 義援金等の受付、配分																																																					
	県社会福祉協 議会	3 生活福祉資金の貸付																																																					
	被災者生活再 建支援法人 (公益財団法 人 都道府県セ ンター)	4 被災者生活再建支援金の支給																																																					
	報道機関等 (<u>追記</u>)	5 義援金品の受付、配分 (<u>追記</u>)																																																					
第4節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置																																																					
	独立行政法人 住宅金融支援 機構	2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置																																																					
	区分	機関名	主な措置																																																				
第1節 罹災証明書等 の交付	市	1 (1) 罹災証明書等の交付																																																					
第2節 被災者台帳の 作成及び災害 ケースマネジ メントの実施	市	1 (1) 被災者台帳の作成 1 (2) 災害ケースマネジメントの実施																																																					
第3節 被災者への経 済的支援等	市	1 (1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1 (2) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け 1 (3) 市税等の減免等 1 (4) 義援金の受付、配分																																																					
	日本赤十字社 愛知県支部	2 義援金等の受付、配分																																																					
	県社会福祉協 議会	3 生活福祉資金の貸付																																																					
	被災者生活再 建支援法人 (公益財団法 人 都道府県セ ンター)	4 被災者生活再建支援金の支給																																																					
	報道機関等	5 義援金品の受付、配分																																																					
	中部管区行政 評価局	6 特別行政相談活動の実施																																																					
第4節 住宅等対策	市	1 (1) 災害公営住宅の建設 1 (2) 相談窓口の設置																																																					
	独立行政法人 住宅金融支援 機構	2 (1) 住宅復興資金 2 (2) 住宅相談窓口の設置 2 (3) 既存貸付者に対する救済措置																																																					
		<p>第1節 罹災証明書 (<u>追記</u>) の交付</p>	<p>第1節 罹災証明書等の交付</p>																																																				
4-5-2	<p>1 市における措置</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書 (<u>追記</u>) の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書 (<u>追記</u>) を交付する。</p> <p>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>また、住家被害の調査や罹災証明書 (<u>追記</u>) の交付の担当部局と応急</p>	<p>1 市における措置</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書等の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書等を交付する。</p> <p>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>また、住家被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に</p>	<p>小牧市罹災証明書等交付要綱策定に伴う表記の整理</p>																																																				

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
	危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。	応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。	
	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	
4-5-4	(略) 5 報道機関、各種団体等における措置 (略) <u>(追記)</u> 6 災害見舞金の支給 (略) 7 市税の免除 (略)	(略) 5 報道機関、各種団体等における措置 (略) 6 中部管区行政評価局における措置 <u>中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u> 7 災害見舞金の支給 (略) 8 市税の免除 (略)	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第6章 商工業・農業の再建支援	第6章 商工業・農業の再建支援	
	第1節 商工業の再建支援	第1節 商工業の再建支援	
4-6-1	1 市における措置 (1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置 市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、 <u>必要に応じて、相談窓口を設置する。</u>	1 市における措置 (1) 支援情報の提供及び相談窓口における相談対応 市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、 <u>県機関・県内の商工会議所・商工会に設置している「愛知県中小・小規模企業総合相談窓口」において、被災中小企業等に対する相談対応を速やかに実施する。</u>	表記の整理
	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
	2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	
5-1-2	3 住民への周知・呼びかけ <u>県及び市</u> は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを <u>再確認する</u> 等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。	3 住民への周知・呼びかけ <u>市及び県</u> は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係がある事項について周知するものとする。また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの <u>再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え</u> 等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。	表記の修正

地震災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2024年11月修正)	修正 (2025年11月修正)	備考
5-1-2	<p>4 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等 (略)</p> <p>日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>(略)</p>	<p>4 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等 (略)</p> <p>日頃からの地震への備えの再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
<p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</p>			
5-1-5	<p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>県及び市は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p>	<p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>市及び県は、放送事業者等と連携し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係ある事項について周知するものとする。また、地域住民等に対し、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	表記の整理
<p>別紙 東海地震に関する事前対策</p>			
<p>第4章 発災に備えた直前対策</p>			
<p>第4節 道路交通対策</p>			
別-4-7	<p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(略)</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認 (略)</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認届出</p> <p>緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を県（尾張事務所）又は県公安委員会（追記）の事務担当部局（小牧警察署）等に提出するものとする。</p>	<p>1 県公安委員会における措置</p> <p>(略)</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認 (略)</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認申出</p> <p>緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急輸送車両確認申出書」を県（削除）又は県公安委員会（県警察）の事務担当部局（小牧警察署）等に提出するものとする。</p>	公共土木施設 災害復旧事業 費国庫負担法 改正に伴う修正
<p>第13節 緊急輸送</p>			
別-4-14	<p>5 緊急輸送車両の事前届出及び確認</p> <p>(1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ緊急輸送車両の確認届出を行うこととする。</p>	<p>5 緊急輸送車両の（削除）確認</p> <p>(1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急輸送車両の確認申出を行うこととする。</p>	公共土木施設 災害復旧事業 費国庫負担法 改正に伴う修正